令和7年度

第２回 住道駅周辺等活性化応援団

プロポーザル募集要領

大東市
都市経営部 都市政策課
令和7年５月

1 目的

本市では、大東市立地適正化計画（令和5年3月改訂）のまちづくりの方針の一つである『多くの人が集まり、楽しみ、チャレンジできる環境を創出』を進めています。

この取組の一環として、住道駅周辺等の公共空間を利用した地域活性化・賑わい創出に取組む事業者（以下、「応援団」とする。）を募集します。

2 募集内容

(1)件名

住道駅周辺等活性化応援団募集

(2)要件

①地域やまちづくりに寄与する取組であり、継続的に実施できるものであること。

②応援団は、個人・団体を問いませんが、主たる目的が営利目的ではなく地域活性化・賑わい創出であること。（商用利用自体は可能）

③公共空間を利用した地域活性化・賑わい創出となるようなワクワクする実施可能な取組であり、市民が自由にイベント等へ参加できるものであること。

④選定された提案を実施する際、利用者アンケートを実施し、中間報告会、成果報告会にて取組内容を報告すること。

⑤青少年等に有害な影響を与える物販・サービス提供活動等でないこと。

⑥その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為等でないこと。

(3)対象地

住道駅前デッキや大東市内の公園等の公共空間。

ただし、住道駅前デッキを使用する場合は、右記のとおり、赤色囲み部分については、利用回数に上限はありませんが、水色囲み（河川区域）及び緑色囲み（河川保全区域）部分については、利用頻度等に制約があるため調整が必要です。

※公共空間に応じて協議及び使用許可が必要となります。応援団の認定により公共空間の使用がしやすい環境が提供されますが、使用許可を確約するものではありませんのでご注意ください。

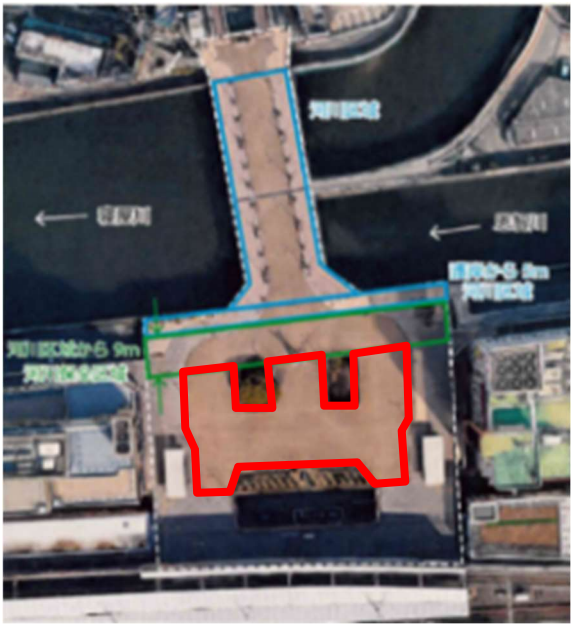

（4）応援団認定期間

応援団選定後、認定証の交付日から令和8年3月31日までとします。

なお、令和8年４月１日以降の継続実施については、実施状況や中間報告会、成果報告会を見ながら判断することとします。

（5）公共空間利用及び費用等

応援団は事業実施場所の施設管理者や関係機関と協議し整い次第、許可申請を行い許可証交付を受けてください。なお、住道駅前デッキについては、道路占用許可申請をするにあたり道路課及び四條畷警察署との協議を行ってください。

利用時間については、原則9時から21時としますが、提案事業の内容により利用時間の変更は可能です。また、利用時間は一日でも時間単位でも可能ですが、音や通行確保等について制約が発生する可能性があり、利用後は原状復帰（利用前の状況に戻す）等、施設管理者の指示に従ってください。

選定された応援団に対し、市から費用の補助はありません。ただし、公共空間を使用する使用料は一部減免とします。（光熱水費は別途必要です。）

※減免の割合については、認定された団体に改めて案内します。

※公共空間を使用する使用料や応援団に適用される減免の割合については、年度途中で見直される可能性がありますのでご了承ください。

※利用日については、市の事業等で使用できない場合や複数応援団を選定する予定であるため、応援団間で調整をお願いする場合があります。

※利用時における苦情等については、イベント等の実施主体である応援団で対応をお願いします。

（6）募集応援団数

複数の応援団の選定を予定しています。

3 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしていること。

①いつも笑顔でワクワクすることに積極的であるもの。

②政治的活動、宗教的活動及びそれらを扇動する行為を実施しないもの。

③暴力団の利益とならず、そのおそれもないもの。

④公衆衛生及び災害防止等の措置が講じられているもの。

⑤社会通念上相当と認められるもの。

4 応援団の公募方法

本市ホームページに掲載して応援団を公募する。

5 応援団の選定方法

企画内容について、応援団の持つ専門性・独自性等を取り入れるため、本市で募集に係る要件を定めて公募し、定められたスケジュール(P.4 参照)の中で、目的達成のための提案となっているかどうかを総合的に審査した上で、応援団を選定します。

(1)提出書類

①企画提案書等提出届(様式第1号)

②企画提案書(任意様式、原則A4サイズ)

以下の項目を含め、3枚以内にまとめて作成してください。(原則片面印刷)

・地域活性化・賑わい創出への考え方

・企画、立案、実施に当たっての基本的な考え方および意気込み

・実施事業の具体的な内容

③実施体制調書(様式第2号)

・団体の強み(得意分野)と実施体制、組織体制、支援体制(体制図を記載すること)

・事業実施の具体的なスケジュールと準備の工夫点

・これまでの実績(あれば記載すること)

(2)提出部数等

上記「(1)提出書類」を①～③の順に綴じ、計7部(正本を1部、副本6部)を提出期限までに提出してください。なお、正本にのみ応援団名を記載し、副本には応援団が特定できる名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3)提出期限

令和7月6月19日(木)午後5時(必着)

(4)提出方法

大東市都市経営部都市政策課に持参又は書留郵便、レターパック等により提出。

郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「企画提案書等在中」と記載してください。

提出先 〒574−8555

大東市谷川一丁目1番1号

大東市 都市経営部 都市政策課 宛

(5)質問受付及び回答

説明会は開催せず、電子メールまたはFAXによる質問受付及び回答を行います。

①受付期間

令和7年5月28日(水)～6月5日(木)午後5時まで

②記載事項

・質問者の団体名(部署・担当者名)又は個人名、連絡先電話番号、質問内容。

・任意様式で、質問は簡潔に箇条書きにて行い、電子メールまたはFAXで大東市都市経営部都市政策課へ提出する。その際、電子メールまたはFAXの件名は【住道駅周辺等活性化応援団募集】と記載してください。

(宛先) 電子メール juto@city.daito.lg.jp

FAX 072-871-7926

・送信後は、必ず電話による着信確認を行ってください。

③質問に対する回答

受付期間終了後に全ての質問に対する回答を行うとともに、本市ホームページへ掲載します。

6 実施スケジュール

1.募集開始(HPに公開)	令和7年5月28日(水)～
2.質問の受付期限	令和7年6月5日(木)午後5時まで
3.質問に対する回答	令和7年6月6日(金)までに回答
4.企画提案書等の提出期限	令和7年6月19日(木)午後5時まで
5.審査会(プレゼンテーション)	令和7年6月30日(月)予定
6.選定結果通知	令和7年7月上旬～
7.施設管理者等との協議	各応援団別に実施
8.許可申請書提出	
9.許可証交付	
10.事業実施	

7 応援団の選定

(1)審査基準

提案のあった企画提案書を市が総合的な視点で採点を行い選定します。選定にあたり、本市において審査会を設置し、提案書等について、下記のとおり評価を行います。

ただし、審査員の評価点数の平均が60点未満のものは選定しないものとします。

[評価項目および配点（予定）]

評価項目	評価基準	配点
目的の適合性（40）	本事業の目的との適合性	40
提案内容の妥当性（40）	① 企画内容	30
	② 実施スケジュール	10
実施体制（10）	事業遂行の実施体制	10
実績（10）	十分な経験や実績等	10

（2）審査会

プレゼンテーションでは、事業内容の説明及び審査委員からの質問に対し回答をしてください。会場に入室できるのは 2 名以内とします。会社名を表示した衣類やバッチ等、会社名を特定できるものは身に着けないでください。

プレゼンテーションの時間は、1者あたり5分以内、質疑応答5分以内とします。使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。時間等の詳細は別途通知します。

なお、審査会に出席しない提案者は、審査の対象外となり選定しないものとします。

（3）結果通知

企画提案者全員に選定結果を郵送します。また、選定した応援団については、本市ホームページで公表します。

（4）その他

① 評価や採点についての異議は受け付けません。

② 提出書類に不備がある場合や所定の形式に適合していない場合は、失格の対象となります。

8 その他留意事項

① 応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とします。

② 提出された書類の返却は行いません。

③ 応募にあたって提出した書類の追加・差替え・修正は原則として認めません。必要書類が不足していた場合、失格として取り扱うことがあります。
なお、追加提出等を応募書類以外に求める場合があります。

④ 提出された書類は、公文書として取り扱い、情報公開請求があった場合は、情報公開

条例に基づき公開します。ただし、選考期間中においてはその限りではありません。

⑤ 次の要件に該当することが判明した場合は、失格及び事業中止とします。

ア）参加資格がないことが判明した場合

イ）提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合

ウ）申請した利用内容に反する等、目的から逸脱し市からの警告等が発せられても改善が見られない場合

エ）その他、不正と認められる行為が判明した場合

⑥ 審査の結果、選定応援団なしとすることがあります。

⑦ 提案内容に含まれる特許権、商標権等の法に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を利用した結果生じた責任は応募者が負うものとします。

⑧ 提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは応募者に帰属することとします。

⑨ その他、本事業の募集・選定・実施にあたり当要領の改正の必要がある場合は、適宜改正を行います。

9 連絡先

大東市 都市経営部 都市政策課

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

電話 072-870-0483　FAX 072-871-7926

電子メール juto@city.daito.lg.jp